

養殖トラフグ生産履歴認証体制について

1 目的

県産養殖トラフグが適正な養殖方法で生産されたことを認証することにより、県産養殖トラフグに関する食の安全を確保するとともに消費者の安心につなげることを目的とする。

2 認証の定義

認証とは、養殖業者が養殖水産物生産基準（以下「生産基準」という。）に適合してトラフグを生産したことを熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）及び熊本県（以下「県」という。）

3 認証方法の概要

- (1) 認証を希望する養殖業者（以下「申請者」という。）は、稚魚を収容する前に、飼育年級群毎に生産計画書、誓約書を添えて、所属漁業協同組合（以下「所属漁連」という。）を経由し、県漁連及び県に認証申請を行う。
- (2) 県漁連及び県は、前記の認証申請を受け、審査会に審査を要請する。
- (3) 審査会の調査チームは申請者が生産基準に基づき適正に生産しているか現地確認調査を行う。
- (4) 調査会は調査チームの調査結果等を踏まえて審査し、その結果を県漁連及び県に報告する。
- (5) 県漁連及び県は、前記の審査結果を受け、申請者が生産基準に適合して生産したことを認めたときは、当該トラフグについて認証し、認証決定通知書を所属漁協経由のうえ申請者に送付する。
- (6) 申請者が認証を受けたトラフグを出荷する際には、所属漁協長が原本証明した認証決定通知書の写しを付ける。

4 消費者等に対する情報提供等

- (1) 申請者数、調査結果、審査会の議事録等の認証の経緯とともに、認証を受けた申請者の名簿については県のホームページ等において公表する。
- (2) 認証制度については、県内でトラフグを扱う料亭等を初め、県外の市場等に対して広報活動を行う。

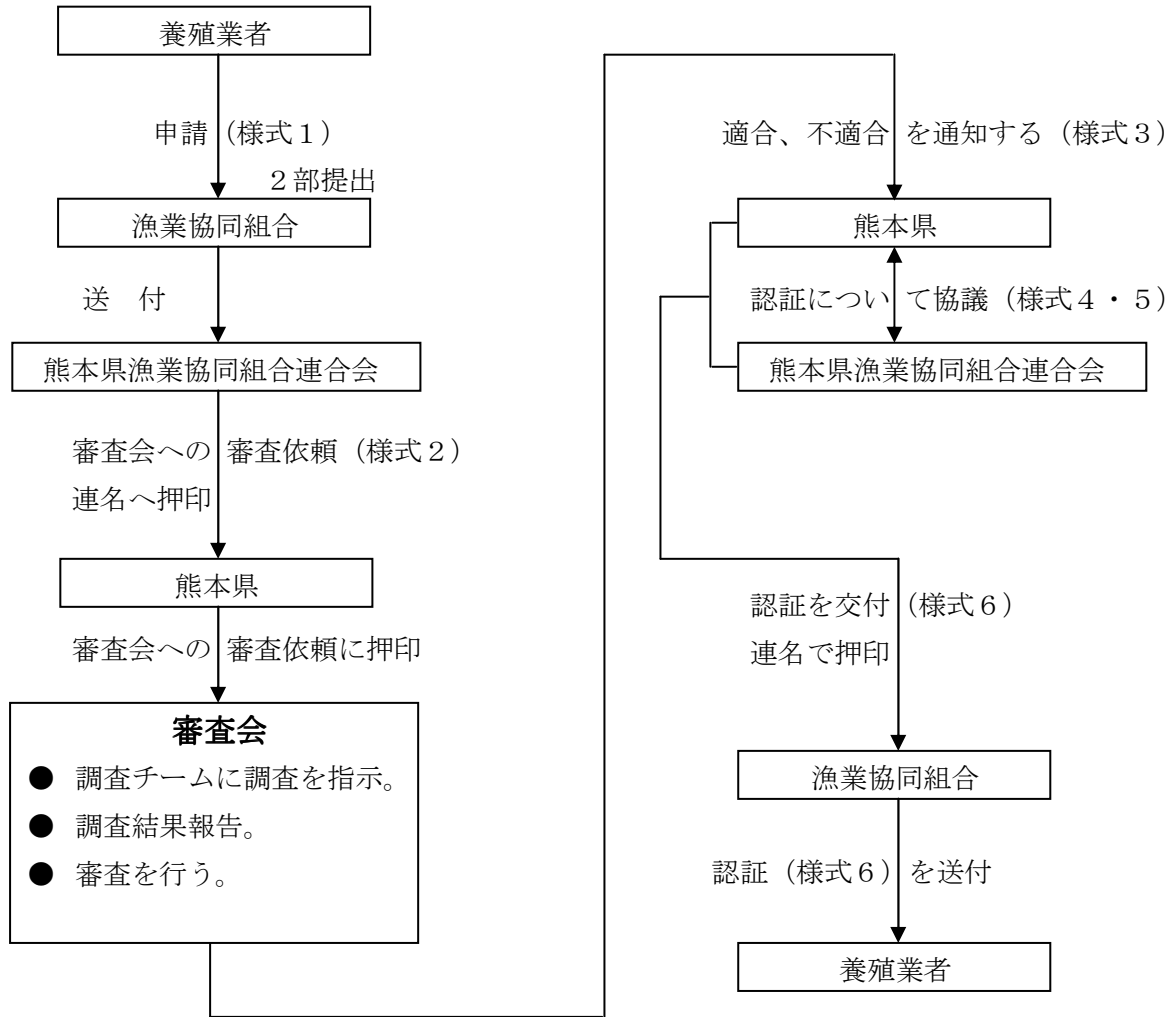
5 養殖水産物生産基準

- (1) 平成 17 年度出荷予定のトラフグについては、ホルマリン等の未承認医薬品を使用していないこと、定期的な網替え、適正な給餌、適正な密度で飼育していることを要点とする。
- (2) 必要に応じて、これらの基準以外にも飼育管理、漁場管理についての基準を追加する。
- (3) これらの生産基準については、審査会における協議を経て決定する。

6 養殖トラフグ生産履歴審査会の概要

- (1) 設置主体：県漁連、県
- (2) 審査会委員
構成：学識経験者（2名）、消費者代表（2名）、流通代表（1名）
※消費者代表及び流通代表は「くまもと食の安全県民会議」の構成団体から委員を選出する。
- (3) 調査チーム：水産振興課、天草・葦北地域振興局、県漁連
- (4) 事務局：県漁連、県
- (5) 費用分担：審査会の運営費は、申請者が負担する。

申請から認証までの流れ



審査基準

●熊本県養殖トラフグ審査基準

- ・国内産トラフグ種苗である事
- ・化繊生簀網の網染剤は、全漁連認定品であること
- ・飼料安全法に適合した餌を使用すること
- ・未承認医薬品は、使用しないこと
- ・水産用医薬品は、適正に使用すること
- ・毎日の飼育状況を記録すること
- ・飼育魚の衛星管理を助言する機関を定めること
- ・出荷前に抗生物質の残留検査をすること

認証書様式

別紙の様式。

認証者リスト

近く県のホームページに掲載予定です。